

第4章 施策の展開

第1節 【基本目標1】地域における子育て支援

第1項 《基本施策1-1》子育て支援ネットワークの構築

現状と課題

少子化、核家族化などの進行により、地域と子ども、子育て家庭のつながりが希薄化する現在、「地域の子どもは地域で守り、地域で育てる」といった地域共同体としての意識や機能が低下する傾向にあります。

地域において親が安心して子育てをし、子どもが健やかに育っていくために、子育て家庭を対象とした多様なサービスを提供するとともに、地域で活動する団体やボランティア、各関係機関が連携して、子育て支援のネットワークを構築していくことが必要です。

福崎幼稚園内の子育て支援センターを中心に、西部子育て学習センター及び東部子育て学習センターが連携しながら子育て支援機能の充実を図っています。

行政の今後の取組

1. 情報提供体制の一元化

子育てや子育てに関する情報、地域のイベントなどを体系的に整理し、保護者だけでなく、子どもに対しても、情報を総合的に提供できるシステムの構築に努めます。

2. 地域子育て支援機能の充実・連携

子育て支援センターと子育て学習センターが協力・連携しながら、子育て情報の収集や提供、子育てグループの育成や地域支援活動等を行い、子育て支援機能の充実を図っていきます。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

◆地域

- ◇地域の子どもは地域で大切に育てましょう。
- ◇地域の子どもの子育て・子育てを支援しましょう。
- ◇民生委員・児童委員、主任児童委員などの地域組織で、子どもにかかわる地域活動を連携して展開していきましょう。

◆親・家庭

- ◇ふだんから民生委員・児童委員や主任児童委員など、地域で活動する委員と交流を持ちましょう。
- ◇近隣の人や地域の人へのあいさつをしましょう。

第2項 《基本施策1-2》子育て相談・情報提供体制の充実

現状と課題

子どもの健康づくりや子どもへの接し方等、子育てについて不安を抱え、正しい情報や知識を必要としている保護者のために、気軽に相談することができる体制の整備や子育てに関する正しい情報提供を積極的に推進していくことが必要です。また同時に、相談体制や情報提供の場があることを保護者に広く周知することが必要であり、地域の公的サービスや子育て支援施設等の情報を積極的に提供していくことが大切です。また、妊産婦に対しても、妊娠・出産をはじめ、これから始まる子育てについての不安を少しでも解消できるよう、情報提供や相談にきちんと対応していくことが必要です。

現在、本町では、母子保健事業において、妊産婦を対象とした妊婦相談や乳幼児の保護者を対象とした「すくすく相談」を実施しているほか、乳幼児健康診査などで保健師等が個別に行う育児相談、健康相談などを実施しており、相談体制の充実を図っています。

また、子育て支援センターや子育て学習センターにおいても、子育て相談を実施するとともに、子育て関連の情報提供として、子育て通信の発行や、町の広報誌に子育て情報を掲載しています。町のホームページや広報誌では、子育て関連の公的サービスや施設の情報、制度などの情報についても提供しています。

行政の今後の取組

1. 情報提供の充実

子育て関連の情報や地域のイベント等の情報について、町の広報誌やホームページ等を活用し、子育てに関する情報を集約して提供できる体制の充実を図ります。また、子育てに関する情報を網羅したガイドブックによる情報提供を充実していきます。

2. 相談体制の整備・充実

子育てに関する各種相談事業について、気軽に利用できる窓口を整備するとともに、専門的な人員の配置、各種相談事業の連携など、相談体制の充実を図ります。また、近年増加傾向にある不妊について、随時の相談に応じるほか、県が実施している不妊専門相談の周知に努めます。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

◆地域

- ◇育児経験者は子育て家庭の相談にのりましょう。
- ◇地域で子育てに関する情報を提供しましょう。

◆親・家庭

- ◇妊婦同士、子育て仲間同士で情報交換や悩みの相談をするなど、交流を持ちましょう。
- ◇不妊については一人で悩まずに、医療機関や不妊専門相談センターに相談しましょう。
- ◇子育てに悩んだり疲れたときには、周囲の人や子育て支援機関に相談しましょう。
- ◇子育てや教育について、家庭で相談しあいましょう。
- ◇町の相談事業や健康教室等を利用しましょう。

第3項 《基本施策1-3》子育て中の親が交流できる場所づくり

現状と課題

現在の子育ては、核家族化や男女の固定的な役割分担意識のもとで、特に母親への肉体的、精神的な負担が大きくなっており、母親に一時的なリフレッシュの時間が必要となってきます。そのため、子育て中の親や子どもが気軽に集い、交流できる場の提供が非常に重要であるといえます。

現在、本町では、母子健康事業の健康相談や健康教育の場において、保護者同士の交流を促進するとともに、保育所における園庭の開放（在宅で子育てをしている方に、保育所の園庭を開放）、社会福祉協議会による「まちの子育てひろば」（就学前の親子が集う「なかまづくりの場」「相談の場」を提供し、子育てを支援）などを実施し、親子の交流や保護者同士の交流を図っています。

また、子育て学習センターでは、親子でともに楽しく集い、仲間づくりの輪を広げるために、子育てグループの育成と活動支援を行うとともに、親が集う場として「おしゃべりティータイム」を実施し、子育てに関する情報交換や悩みの相談などを行っています。

子育て支援センターでは、近所の子育て親子が顔見知りになり、交流を広げることを目的として、地域の公民館に向いて「地域支援活動（すきっぷひろば）」を実施し、親子で楽しめる場の提供をしています。

行政の今後の取組

1. 保護者同士の交流の場の充実

子育てグループ活動、おしゃべりティータイムなど、子育て中の保護者が地域の子育て仲間と交流する場の整備、機会の充実を図ります。同時に、保護者が安心して交流事業に参加できるよう、託児サービスの実施や施設の美化・整備に努めます。

2. 子育てグループ活動の支援の充実

子育て学習センターで実施されている子育てグループ活動については、活動内容の充実を図るとともに、インストラクターの養成、研修事業への参加等により支援体制の強化を図ります。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

◆地域

- ◇地域の子育てグループを支援しましょう。
- ◇地区の公民館などを親子が気軽に集まれるように開放しましょう。

◆親・家庭

- ◇夫婦で子育てグループ活動に積極的に参加し、子育ての仲間をつくりましょう。
- ◇まちの子育てひろばや地域支援活動（すきっぷひろば）、保育所の園庭の開放などを利用して、地域の子育て仲間との交流機会を積極的に持ちましょう。
- ◇妊婦同士、子育て仲間同士で情報交換や悩みの相談をするなど、交流を持ちましょう。（再掲）

第4項 《基本施策1-4》地域における子どもの健全育成活動の充実

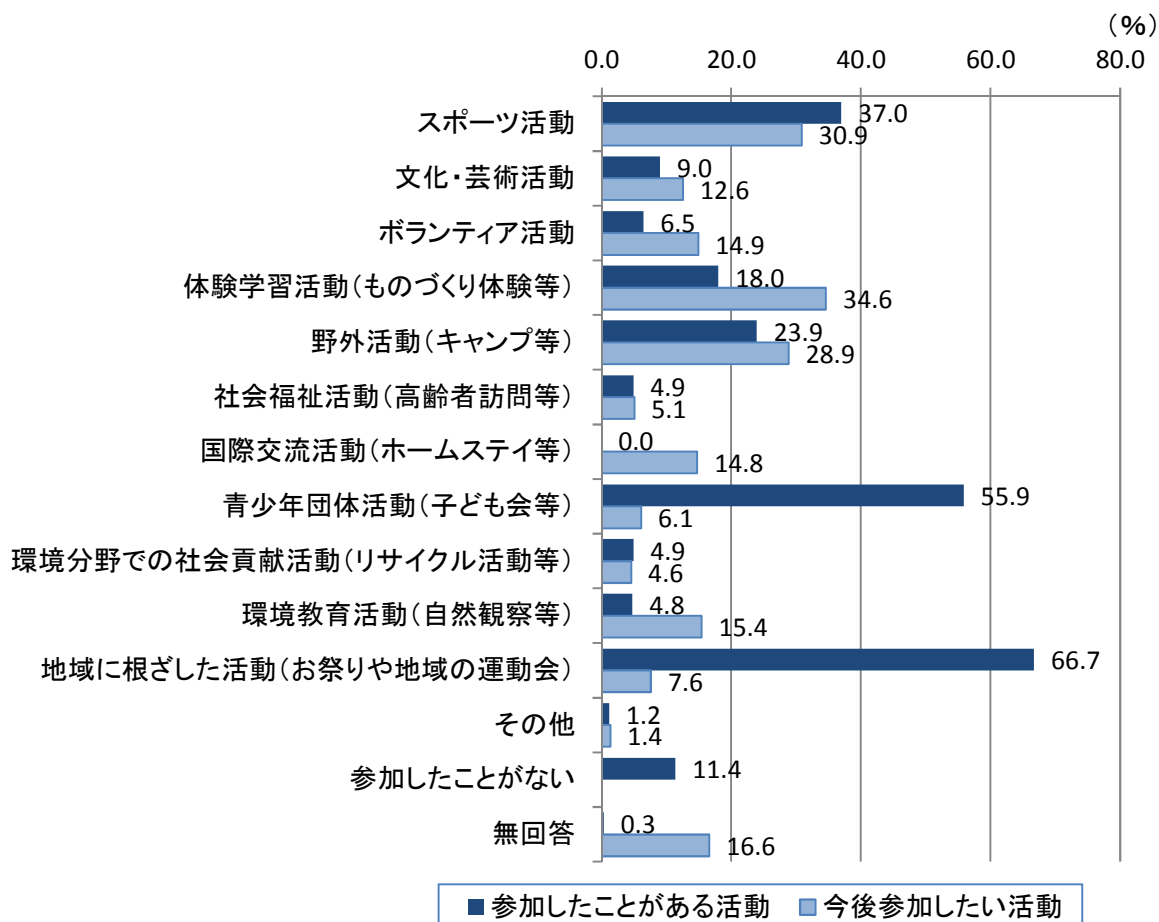
現状と課題

子どもは遊びやさまざまな体験を通して、社会性、自主性、協調性を学んでいますが、現在は、家庭・地域の教育力の低下を背景にして、さまざまな体験機会の不足が懸念されています。そのため、地域社会でさまざまな体験活動の機会を子どもたちに意図的・計画的に提供し、地域における子どもの健全育成活動を充実させる必要があります。

「トライやる・ウィーク」などの社会体験学習、地域における自然体験学習など、直接的な体験活動を実施して、地域との交流を促進するとともに、子どもの社会性を育む環境づくりを推進していきます。

地域スポーツクラブの活動は軌道に乗り、主に就学児童がさまざまなスポーツ活動に参加しています。会員が固定化しているため、新規会員の掘り起こしが課題となっています。また、地域子ども会活動についても、子ども会相互の連携と活動の強化を図っています。

参加したことがある地域における自然体験、社会参加、文化活動について、就学児童のいる保護者(589人)に聞いたところ、「地域に根ざした活動(お祭りや地域の運動会)」が最も多く66.7%、次いで「青少年団体活動(子ども会等)」が55.9%、「スポーツ活動」が37.0%と続いています。また、参加したことはないが今後参加したいと思っている自然体験、社会参加、文化活動については、「体験学習活動(ものづくり体験等)」が最も多く34.6%、次いで「スポーツ活動」が30.9%、「野外活動(キャンプ等)」が28.9%と続いている。参加したことがある活動と今後参加したい活動を比較すると、「体験学習活動(ものづくり体験等)」が16.6ポイント差、「国際交流活動(ホームステイ等)」が14.8ポイント差、環境教育活動(自然観察等)」が10.6ポイント差で、今後参加したい活動の方が多くっており、これらの活動に対するニーズが高いことが分かります。



行政の今後の取組

1. 自然体験学習・社会体験学習の充実

今後も、地域において子どもたちが自然とふれあい、学習できる場の提供を充実させるとともに、遊びのプログラムの中に環境教育の要素を取り入れるための研究に努めます。

また、地域の理解と協力を得ながら、「トライやる・ウィーク」の職場体験の充実を図ります。

2. 地域の子どもを育てる支援活動の推進

地域の大人が地域の子どもを見守り、育てるためのコミュニティづくりを支援し、子どもとの交流を進めながら、地域ぐるみで子どもの健全育成に努めます。

3. 地域子ども会活動等の支援

地域行事や地域活動への参加を呼びかけ、子どもたちが地域住民とふれあい、社会性、自主性、協調性等を身につけていけるよう支援します。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

◆地域

- ◇子ども同士で交流できる地域のイベントの開催に協力しましょう。
- ◇多くの子どもたちが地域活動や地域のイベントに参加するよう、子どもの企画を取り入れるなど、魅力あるものにしていきましょう。
- ◇地域の自然が残る場所や職場などを子どもの自然体験や社会体験の場として提供しましょう。
- ◇事業所は「トライやる・ウィーク」などの職場体験を積極的に受け入れましょう。
- ◇地域の子どもの見守りや声かけなど、積極的に子どもたちに関わりましょう。

◆親・家庭

- ◇集団遊びの機会を増やし、遊びを通じて人間関係をはぐくみましょう。
- ◇子ども会活動や地域活動に子どもを積極的に参加させるようにしましょう。
- ◇小さい頃から働くことの大切さ、お金の大切さなどについて、いろいろな機会を通じて体験させるようにしましょう。
- ◇幼児期から家事や育児の手伝いをさせるようにしましょう。

第5項 《基本施策1-5》世代間交流の促進

現状と課題

現在、本町では、祖父母参観やもちつき大会、伝承的遊びの指導等を導入・実施しています。また、小学校においても、まちの先生、出前講座などを通じて、地域の教育力を活用するとともに、地域の世代間交流を図っています。さらに、小学校や中学校との交流を図り、それぞれの世代が同じ地域社会でともに暮らしているという共有認識を育む中で、相互の理解を深めていく取組みを実施しています。

子育て支援センターでは、七夕会などの行事を、地域の老人会の方と一緒にするなど、多世代間の交流を図っています。

また、各地域で行われる祭りや浄舞、獅子舞等の伝統行事に子どもたちも参加し、地域住民との交流を行っています。

本町は、町内に幼稚園・小学校から大学までの教育機関がそろっているため、その環境を活かした取組みが求められます。

行政の今後の取組

1. 認定こども園における世代間交流の充実

現在行われている地域との交流事業を促進するとともに、園児と地域との交流が事業後も継続していくるように、内容の充実を図ります。

2. 子どもの多世代交流機会の創出

小学校や中学校、高校、大学などの教育機関が連携して、学校同士の交流、学校と地域の交流、認定こども園の異年齢交流など、多くの世代間の交流機会を創出するとともに、地域とのふれあい事業や地域活動、地域のイベント等に多世代の参加を呼びかけます。

3. 地域への愛着を高める学習機会の充実

世代間交流の中で、地域に伝わる伝承行事や祭り、文化財の保護活動などへの参加を促進するとともに、子どもたちが地域の伝承文化について学び、地域への愛着を高めることができるような学習機会を充実させます。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

◆地域

- ◇地域の伝承文化や地域行事などを子どもたちに伝えていきましょう。
- ◇地域の伝統行事を復活させまるようにしましょう。
- ◇地域で子どもや子育て家庭と交流する機会に積極的に参加しましょう。

◆親・家庭

- ◇親自身が地域に目を向けて愛着を持ちましょう。
- ◇地域のイベントや学校行事における世代間交流に家族で積極的に参加しましょう。

第6項 《基本施策1-6》 経済的負担の軽減

現状と課題

育児にかかる経済的負担感が大きいために、希望する子どもの数が持てなかったり、子どもを持つこと自体をためらう場合もあり、それが少子化の一因にもなっているため、子育てにかかる経費の負担軽減のための施策の充実は、家庭における子育て支援の重要課題のひとつであるといえます。

本町においては、児童手当の支給、乳幼児医療費の助成、母子家庭等医療費助成や就学援助等の支給、保育料の軽減措置により、保護者の負担軽減を図っていきます。

行政の今後の取組

1. 経済的負担減施策の周知

児童手当や保育料軽減措置など、制度の周知を図っていきます。

○児童手当

中学校3年生までの児童（15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方に支給されます。

○児童扶養手当

父又は母と生計をともにできない児童を養育している人や、父又は母に極めて重度の障がいがある場合等に支給されます。

○特別児童扶養手当

心身又は精神に障がいのある20歳未満の児童を監護する父又は母、または父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

2. 乳幼児医療費助成等の継続

乳幼児等・こども医療費の助成など、各種経済的負担減策を継続していきます。

○乳幼児等・こども医療費助成

医療保険で診察を受けた中学3年生までの乳幼児等・こどもを対象に、医療費の自己負担を全額助成します。

○母子家庭等医療費助成

18歳までの子又は20歳未満の高校在学中の子を監護している母子家庭の母、父子家庭の父、その子を対象に、医療費の自己負担を全額助成します。

○未熟児養育医療

体重2,000g以下で生まれた赤ちゃんで、医師が入院養育を必要と認めた場合に、入院医療費等を公費で負担します。

3. 不妊治療にかかる助成の実施

体外受精及び顕微授精の特定不妊治療にかかる治療費助成事業を実施（県が実施している助成金額に上乗せ助成）し、対象者の経済的な負担軽減を図っていきます。

第2節 【基本目標2】母親及び子どもの健康の確保

第1項 《基本施策2-1》母親や乳幼児の健康の確保

現状と課題

母親の健康は子どもの健康に大きく影響することから、妊娠・出産から乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を図り、総合的な健康支援を実施していくことが必要になります。

また、乳幼児期の子どもは未発達で、周囲の大人が予測できない行動を取ることも多く、誤飲ややけどなどの事故や不意の病気に見舞われる可能性を多く含んでいます。こういった事故や病気に対して、未然に防止するために、事故予防や子どもの健康づくりに対する指導、啓発活動を推進していくことが必要になります。

現在、本町では、健康福祉課、保健センターを主体として、乳幼児健診、各種予防接種の充実を図るとともに、子どもや母親自身の健康づくりのため、妊産婦や乳幼児の保護者を対象とした相談事業、各種保健指導、乳幼児の事故に関する指導などを実施しています。

行政の今後の取組

1. 妊婦の健康づくりの充実

若年齢や高年齢の妊婦が増加しているため、相談機能の充実や教室を実施し、心身ともに健やかな妊娠・周産期を迎えられるよう知識の普及、指導の徹底を図ります。

また、妊婦健康診査費助成事業の活用を促進を図り、妊婦が定期的に健診を受診し、安心して出産を迎えられるよう支援します。

2. 乳幼児健康相談・教室の充実

各種母子保健事業の周知徹底を図るとともに、多様化・複雑化する保護者の悩み・不安に十分対応できるように、専門職員を効果的に配置し、相談機能の充実に努めます。

また、テーマ別の健康教室については、開催日の見直しなど、多くの人に参加できる体制を整えるとともに、保護者が自身や子どもの健康づくりに対して積極的に取組んでいけるよう、内容の充実を図ります。

3. 乳幼児の疾病予防、障がいの早期発見・早期対応

乳幼児健康診査、予防接種などを推進し、乳幼児期の疾病の予防と早期発見に努めます。

また、乳幼児の虐待ケースや発達障がいのあるケースの早期発見、早期対応のため、訪問指導を充実させるとともに、各関係機関と連携を図りながら、状況に応じたフォロー体制の確立を図ります。

4. 歯の健康づくり

乳幼児健康診査等で、歯の大切さや歯磨きの励行を普及し、日常の育児の中での歯の健康づくりを推進します。

5. 事故防止対策等の充実

母子保健事業において、乳幼児突然死症候群の予防や子どもの発達段階にあった事故防止の普及に努めます。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

◆地域

- ◇育児経験者は子どもの発育についての相談に応じましょう。
- ◇公共の場での分煙や禁煙について考えましょう。
- ◇児童虐待の疑いのあるケースの情報を見聞きしたときは、速やかに保健センターや子ども家庭センターへ知らせましょう。

◆親・家庭

- ◇予防接種や乳幼児健診を必ず受けましょう。
- ◇妊産婦や子どもの近くでたばこを吸わないようにしましょう。
- ◇自宅内外の子どもにとって危険な場所を点検し、安全対策に心がけましょう。
- ◇子どもの発達について気になることがあれば、早めに相談しましょう。
- ◇虫歯をつくらぬよう、食生活を見直し、子どもの歯磨き習慣をつくりましょう。

第2項 《基本施策 2-2》食育の推進

現状と課題

適切な食生活は健康的な生活を送る上で大変重要であり、好きなものを、好きなだけ、好きな時間に食べられる豊かな時代であるからこそ、乳幼児のころから正しい食習慣を身につけていくことが大切です。

現在、本町では、乳幼児健康診査の機会や母子健康事業の「すくすく離乳食」、「子育て健康教育」を通じて、食育の啓発を推進しています。また、親子による共通認識が重要であることから、親子で参加できる食育の推進を図っています。さらには、食の大切さについて子ども自身が実感できるよう、学校教育の中でも食育に取り組んでいきます。

行政の今後の取組

1. 学校等における食育の推進

学校等の給食では、日々の給食そのものの食体験が望ましい食卓のイメージにつながるよう献立に配慮し、食事の楽しさを実感できるように努めます。

また、保育や教育の場において、それぞれの成長段階や理解度に応じて、さまざまな学習の機会を適切に捉えて「食」を営む力の形成・向上に向けた指導・啓発に努めます。

2. 母子保健事業における食育の推進

母子健康事業における指導や教室において、保護者及び子どもに対する食育を推進し、子育て家庭が食への関心を高め、よりよい食のあり方について理解を深められるよう、一層の意識啓発を図ります。また、保健センター、子育て支援センター、子育て学習センターで食育に関する情報提供の充実を図ります。

3. 地域ぐるみの食育への取組み

本町では、家庭はもとより、認定こども園、小中学校、地域（集落）、農業生産者など食にかかわる関係機関・団体等がさらに連携を強化して食育を推進します。平成 26 年度には計画の見直しを行い、平成 27 年度には健康づくりを盛り込んだ「第2次福崎町健康増進計画・食育推進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）」を策定します。

また、地域の食生活改善推進グループの食育推進活動を充実・強化し、住民一人ひとりが食への関心を高め、健全な食生活を実践できるよう、普及啓発に努めます。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

◆地域

- ◇保護者が地域のお年寄り等に、昔からの料理を教えてもらう機会をつくりましょう。
- ◇飲食店や小売店はカロリーの表示に心がけましょう。

◆親・家庭

- ◇食生活改善推進グループの活動や教室に参加しましょう。
- ◇栄養のバランスを考えたおいしい料理を心がけましょう。
- ◇旬のものや地場産の野菜を上手に利用しましょう。
- ◇毎日朝食を食べる習慣をつけましょう。
- ◇一家団らんで食事をしながら話をするすることで、食べる楽しさ、マナー、社会性などを繰り返し体験して身に付けていきましょう。

第3項 《基本施策 2-3》思春期保健対策の充実

現状と課題

近年、社会情勢や家庭環境の複雑化などに伴い、思春期の子どもを取り巻く環境は多様化しています。男女の交際についても、低年齢化が進んでおり、早期から性についての正しい知識を身につけることが大切です。そのため、学校教育の中で、生命を大切にする教育や性教育等、子どもの発達段階に応じた教育を進めるとともに、家庭、学校、地域等が連携して、子どもをサポートできる体制づくりをしていく必要があります。

また、インターネットや携帯電話の普及により情報入手手段が多様化している現在、さまざまなメディアから流される性に関する有害な情報から、子どもたちを守ることも必要です。

さらに、思春期は身体的にも精神的にも大きく揺れ動く時期で、不登校や引きこもり、家庭内暴力、摂食障害など、さまざまな心の問題がクローズアップされています。この時期の子どもたちは精神的に不安定なことを、親や教師をはじめ周囲の大人たちが理解し、しっかりと見守っていく中で子どもたちとの信頼関係を構築することが重要であるといえます。

行政の今後の取組

1. 学校教育における性教育・健康教育の推進

小学校や中学校において、保健体育、道徳及び総合的な学習の時間で性や性感染症予防、飲酒・喫煙、薬物などに関する教育を行い、健康教育の充実に努めます。

また、関係機関と連携して、より効果的な指導法、支援体制を検討し、実践します。

2. 思春期の家庭教育の充実

就学児童の保護者を対象とした家庭教育学級などにおいて、家庭における子どもの性教育をはじめ、思春期の子どもの身体面・精神面の発達や変化、この時期の家庭におけるコミュニケーションなど、思春期の家庭教育について内容の充実に図ります。

3. 思春期の心のケアの充実

思春期の子どもの心の問題に対応できるように、「生きる力」の教育の実践やカウンセリング技術を持った教職員の養成及びスクールカウンセラーの配置を促進します。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

◆地域

- ◇思春期の情緒不安定な子どもの心を理解し、見守りましょう。
- ◇有害な情報、環境から子どもたちを守りましょう。

◆親・家庭

- ◇思春期の子どもと向き合い、コミュニケーションをとりましょう。
- ◇性感染症や性に関して家族で話をしましょう。
- ◇子どもの生活習慣の乱れに気をつけましょう。
- ◇子どもは、性や生に関して悩みがあれば、家族や友人、学校等に相談しましょう。

第4項 《基本施策2-4》小児医療体制の整備・充実

現状と課題

安心して子どもを健やかに育てるためには、地域の小児医療の充実が大変重要です。

現在、本町では、かかりつけ医を持つことを啓発し、安心して子どもを育てられるように指導するとともに、地域の医療機関の情報提供を実施しています。

また、本町の救急医療体制としては、在宅当番医制度を導入しており、地域の病院・診療所の医師が、当番を決めて休日の診療に対応しています。

行政の今後の取組

1. 広域的な小児医療体制の整備

神崎郡医師会や地域の医療機関等と連携を図り、広域的な観点から小児科医療体制の整備を図ります。

2. 医療機関の情報提供の充実

町内の医療機関、医療体制だけでなく、周辺地域の医療機関や、救急医療体制などに関する情報提供を充実します。また、子どもの急な病気等について相談できる「兵庫県小児救急医療電話相談（子どもの急病やけがについて、看護師や医師が対応）」の普及を図ります。

3. かかりつけ医の普及促進

母子保健事業などさまざまな機会を捉えて、子どもの健康管理に身近なかかりつけ医を持つことの大切さを啓発し、かかりつけ医を持つよう、促進します。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

◆地域

- ◇医療機関相互で連携を密にして、救急医療体制を充実させましょう。
- ◇救急医療体制について、地域で情報を提供しあいましょう。

◆親・家庭

- ◇かかりつけ医を持ちましょう。
- ◇休日、夜間の小児救急医療機関を把握しておきましょう。
- ◇緊急時の医療機関や連絡先などをすぐ分かるところに明記しておきましょう。

第3節 【基本目標3】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

第1項 《基本施策3-1》次代の親の育成

現状と課題

少子化の急激な進行と地域のつながりの希薄化によって、地域で乳幼児とふれあう経験が少なく、乳幼児への愛着、育児に関する経験や知識に乏しいまま大人になり、親となる若者が増えています。

そのため、中学・高校生など、これから親となる世代が乳幼児とふれあう機会を学校や地域で積極的に創出し、乳幼児や育児に対する関心、子育てへの愛着を高めるとともに、新しい家庭を築き、男女が協力して子育てをすることの大切さを啓発していくことが必要となっています。

現在、本町では、中学校において、家庭科や道徳などの授業を通じて、男女が協力して家庭を築くための教育を行っているほか、「トライやる・ウィーク」や家庭科の授業において、認定こども園で乳幼児とふれあう機会を提供しています。

行政の今後の取組

1. 乳幼児ふれあい体験の充実

学校教育における乳幼児とふれあう機会について、対象年齢や実施回数などの拡充を図り、乳幼児や育児に対する関心を喚起していきます。また、認定こども園において、高校生や大学生のボランティアを受け入れるなど、次代の親となる子どもが乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

2. 男女が協力して家庭を築き、子育てを実現するための啓発

男女が協力して家庭を築き、子どもを育てることの意義や、子育ての楽しみや喜びについて学校教育や各種講座などを通じて啓発していきます。

また、若い男女の出会いの機会づくりに努め、結婚、子育てへとつながるよう、支援していきます。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

◆地域

- ◇地域の乳幼児と思春期の子どもたちがふれあう機会を設けましょう。
- ◇育児経験者は、子育ての喜びや楽しさを地域の子どもに伝えましょう。

◆親・家庭

- ◇子どもは、自分がどんなふう to 育ったのか、お父さんやお母さんに聞いてみましょう。
- ◇父親や母親は、子育ての喜びや楽しさを子どもに伝えましょう。

第2項 《基本施策3-2》生きる力を育む教育の推進

現状と課題

教育現場においては、学校教育の画一性・硬直性を克服し、児童・生徒一人ひとりに対し、豊かな人間性を養うゆとりある教育を実現することが望まれているとともに、児童・生徒が自ら学ぼうとする意欲、自ら考え判断し行動する力、個性を活かし自らの能力を伸ばす力といった、いわゆる「生きる力」を養う教育と、生命の尊さを感じ、他人を思いやる「心の教育」が求められています。

現在、本町では、幼児教育の場において、基本的生活習慣の確立とともに、遊びを通しての体験学習を重視し、自分で見たり、考えたり、工夫したりする習慣をつけ、豊かな感性を磨き育てることを目標とした教育の実践に取り組んでいます。

学校教育においては、学習指導要領に基づき、学力の基礎、基本の定着を図るとともに、新学習システムを活用した教育の推進をはかっています。また、学校評議員制度による地域の声を活かした魅力ある学校づくりに取り組んでいます。

さらに、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するため、学校施設の整備を計画的に進めるとともに、教育の研修への積極的な参加を支援し、指導力の向上に努めています。

行政の今後の取組

1. 就学前教育の充実

基本的生活習慣を確立し、遊びを創意工夫する力、社会性や思いやりの心、豊かな感性を育てるとともに、就学前教育の研究・向上に努めます。

また、認定こども園と小・中学校の連携による、子ども一人ひとりに継続した教育・指導ができる体制づくりを目指します。

2. 学校教育の充実

学習指導要領に基づき、学力の基礎、基本の定着を図るとともに、人権学習や情報教育の推進、国際理解・交流学习など、多文化教育の充実を図ります。家庭や地域との連携を進めるとともに、各校の独自性の強化を図るなど、地域に根ざした特色ある学校づくりを目指します。

また、小学校から大学までの教育機関が連携して、教育の充実や教育機関相互の連携の強化を進めます。

3. 地域に開かれた学校づくりの推進

学校の余裕教室や校庭、体育館を地域に広く開放し、適切な環境整備に努めます。

また、学校と地域が連携して、子どもとの交流の充実を図るなど、地域に開かれた学校づくりを推進します。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

◆地域

- ◇地域ぐるみで認定こども園や学校の教育（保育）活動に参加しましょう。
- ◇学校や学校周辺の環境整備、美化活動に協力しましょう。

◆親・家庭

- ◇PTA 活動や園行事、学校行事にはできるだけ参加・協力しましょう。
- ◇認定こども園や学校との交流の機会を積極的に持ちましょう。

第3項 《基本施策3-3》家庭の教育力向上の促進

現状と課題

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、核家族化、近所付き合いの希薄化が進む中で、育児方法の伝達や、悩み、相談の共有がされにくい状況にあり、家庭における教育力の低下が懸念されています。そのため、家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を得ながら子育てのできる環境づくりが求められています。

また、夫婦共働きの増加や核家族化が進行する現在、父親の子育てに対する役割は大きく、父親が単なる母親の家事・育児負担の軽減だけでなく、父親としての役割を認識し、積極的に家庭教育に参加していくことが必要です。

現在、本町では、家庭教育学級や母子保健事業の各種健康教育、子育て学習センターにおける子育て講座を通じて、子育て家庭の教育支援を行っています。

その他、子どもの成長期の基礎教育として読書活動を位置づけ、推進することが重要と考え、毎月29日を「フクちゃん読書の日」、3月9日を「サキちゃん読書の日」と定めて読書に親しむ機会の確保に努めています。

行政の今後の取組

1. 家庭教育に関する学習の充実

学校や認定こども園において、子育て家庭の教育支援を継続して行うとともに、乳幼児健診などの機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習や情報提供に努めます。

2. 父親の家庭教育への参画の促進

父親の家事・育児参加をはじめ、家庭教育への参画を促進するために、子育て学習センター等で実施している子育てグループ活動や子育て講座について、父親の参加を積極的に呼びかけます。

親・家庭に担っていただきたい役割

◆親・家庭

- ◇家庭教育について、夫婦や家庭で話し合しましょう。
- ◇家族間で「ありがとう」「おはよう」などのあいさつを大切にしましょう。
- ◇保護者は職場から早く帰宅するなど、できるだけ子どもとふれあう時間を増やしましょう。
- ◇「フクちゃん・サキちゃん読書の日」には、家族みんなで「家読（うちどく）」を行ったり、「ノーテレビ・ノーゲームデー」にするなどして、読書に親しむようにしましょう。

- 「家読」とは、「家庭読書」の略語で、「家族ふれあい読書」を意味します。この「家読」は、「朝読」（朝の読書の略）の家庭版として考えられたものです。家族で本を読んでコミュニケーションし、「家族の絆づくり」をすることを目的としています。

第4節 【基本目標4】子育てを支援する生活環境の整備

第1項 《基本施策4-1》子育て支援施設や遊び場の整備

現状と課題

近年、空き地の減少、公園の安全面等の不安などで、子どもがのびのびと自由に遊ぶことのできる場所が減少しています。

本町では、都市公園2か所、ふれあい広場26か所を設置しており、遊具については定期的な点検、修理を行い、安全で快適な公園管理に努めています。また、スポーツ施設として、福崎町スポーツ公園やグラウンド、体育館施設を整備しており、地域スポーツクラブやスポーツ少年団などの活動場所として利用されています。

また、子育て家庭が親子で利用できる施設として、子育て支援センターと子育て学習センターがあり、子育てに関する情報収集・提供や子育て学習講座等のさまざまな活動を実施しています。

子どもや子ども連れの保護者、妊産婦などの利用を前提とした公共施設については、早くからバリアフリー化や子どもの利用に配慮した設備の整備に取り組んでいますが、さらなる「子育てバリアフリー」の推進が求められています。

バリアフリーの状況を利用者が分かりやすく把握するために作成した「福崎町バリアフリーマップ」により、町ホームページで各施設の位置からバリアフリーの状況まで詳細に情報を提供しています。また、町内にある遊び場や子育て支援施設を親子で積極的に利用してもらうために、町広報誌やホームページで各施設の活動状況を掲載するとともに、スポーツ施設については町ホームページで一括した情報提供を行っています。

行政の今後の取組

1. 子どもが地域で安心して遊ぶ空間の確保

今後も引き続き、公園やふれあい広場の点検、修理を進めるとともに、安全面、防犯面等からの総合的な整備・改修を進め、子どもたちが安心して遊べる環境整備に努めます。

また、各種スポーツ施設についても、老朽化した施設の補修工事等を随時行い、快適な環境づくりを推進していきます。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

◆地域

- ◇公園や遊び場周辺の環境美化に取り組みましょう。
- ◇地域の遊び場情報を子育て家庭に提供しましょう。
- ◇地域の子育て支援活動に協力しましょう。

◆親・家庭

- ◇子どもと一緒に地域の遊び場を利用しましょう。
- ◇子育て支援センターや子育て学習センターを親子で利用しましょう。

第2項 《基本施策4-2》安心・安全な生活環境の整備

現状と課題

不安や危険を感じることなく、安心・安全に暮らせることは、誰もが持つ共通の願いであり、子どもや子育て家庭にとっても、重要なものとなっています。

現在、本町では、歩道や安全に通学できる通学路の整備を進めるとともに、誰もが安心して暮らし、元気に活動できるユニバーサル社会に向けた取組みを進めています。

また、町営住宅等については、平成26年6月「福崎町公営住宅等長寿命化計画」を策定し、計画的な整備を進めています。

行政の今後の取組

1. 公共公益施設等の環境づくりの促進

「子育てバリアフリー」化を目指して、公共公益施設等を中心に、子どもや子ども連れで利用しやすい施設や設備の整備に努めます。

2. 道路交通環境の整備

子ども等が安全で円滑に進行できるよう、歩道の有効幅員の確保、段差の解消など、バリアフリー化を図るとともに、ガードレール、信号機、道路照明の設置に努め、交通安全施設の整備を推進します。また、交通量などを考慮しつつ、狭あい部の解消に努め、安全の確保を図り、規制標識や案内標識の整備・充実に努めます。

3. 良好な居住空間の確保

少子高齢化などの社会情勢の変化や、多子世帯や高齢者との同居などの多様な家族形態、生活様式に留意した「安全・安心な住まいづくり」の促進を図ります。また、老朽化が進む公営住宅の建替えを進めるため、空屋施策と団地の集約化を計画的に推進するとともに、建替えの際には、耐震・耐火構造化を進め、地震や火災などの災害に強い安心な住宅の供給を図ります。

地域に担っていただきたい役割

◆地域

- ◇公共的施設におむつ替えや授乳できる場所を設置しましょう。
- ◇子どもや子ども連れの人が外出しやすいように、歩道にものを置かないようにしましょう。
- ◇道路や公共的施設の美化に協力しましょう。

第5節 【基本目標5】仕事と子育ての両立の推進

第1項 《基本施策5-1》多様な保育サービスの充実

現状と課題

保護者が安心して仕事と子育てを両立させるためには、刻々と変化する保護者の多様なニーズにあった環境づくりや保育サービスの提供が必要になります。

行政の今後の取組

認定こども園における就学前教育・保育は、確かな学力（知育）、豊かな心（徳育）、健やかな体の基礎（体育）に加え、食の大切さ（食育）を育む上で重要な役割を果たします。認定こども園における教育・保育の充実を図るほか、障がいの有無にかかわらず、共に遊び共に学ぶ教育・保育を実施します。さらに、認定こども園から小学校、中学校へと、子どもが安心してのびのびと成長できるよう、連携に基づいた教育・保育を進めていきます。

1. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域について

「子ども・子育て支援法」

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める地域

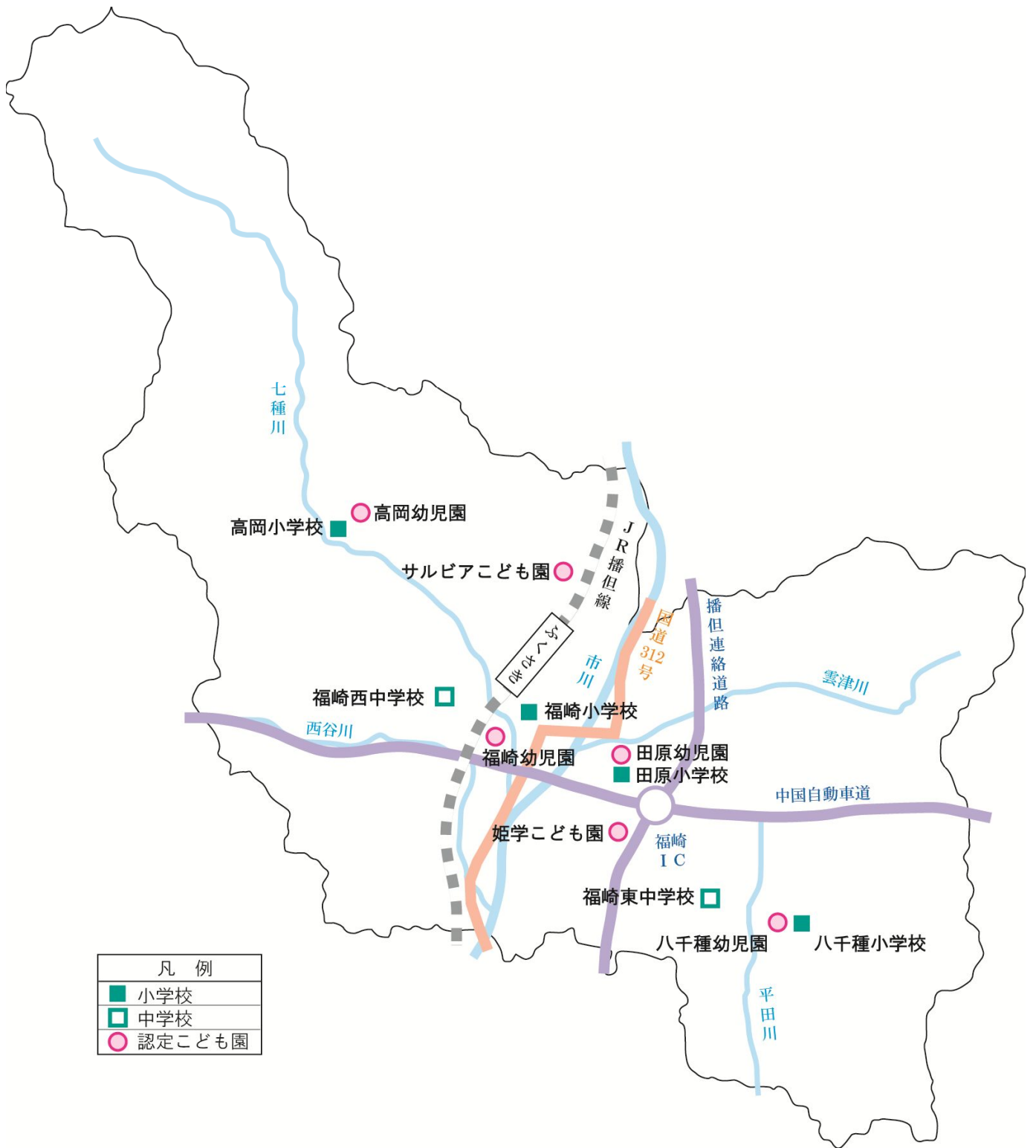
「国の指針」

地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域

本町では、小学校区ごとの状況を考慮した供給体制の充実を図りながら、町全体を1つの教育・保育提供区域と定め、より効率的な教育・保育の提供を行います。

小学校	中学校	公立認定こども園	私立認定こども園
田原小学校	福崎東中学校	田原幼児園	姫学こども園
八千種小学校		八千種幼児園	
福崎小学校	福崎西中学校	福崎幼児園	サルビアこども園
高岡小学校		高岡幼児園	

【教育・保育の提供体制】



2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

(1) 1号認定（教育）

【基本情報】

- ・満3歳以上、教育標準時間設定
- ・幼稚園等での教育を希望される場合
- ・利用先は、幼稚園、認定こども園*

※「認定こども園」とは、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。また、新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行がしやすくなっています。また、対象児が5歳児であった「幼稚園」は認定こども園に移行することで、対象児は満3歳以上からの実施となります。

(2) 2号認定（保育）

【基本情報】

- ・満3歳以上、保育認定
- ・「保育の必要な事由*」に該当し、保育所等での保育を希望される場合
- ・利用先は、保育所、認定こども園

※「保育を必要とする事由」とは、

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として町が認める場合

（単位：人）

1号認定（教育）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	125	125	125	155	155
②確保方策	125	125	125	155	155
認定こども園	125	125	125	155	155
実績に基づき増加を見込みます。					

(単位：人)

2号認定（保育）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	415	415	415	<u>390</u>	<u>390</u>
②確保方策	415	415	415	<u>390</u>	<u>390</u>
認定こども園	415	415	415	<u>390</u>	<u>390</u>
実績に基づき減少を見込みます。					

(3) 3号認定（保育）

【基本情報】

- ・満3歳未満、保育認定
- ・「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合
- ・利用先は、保育所、認定こども園、地域型保育*

※「地域型保育」とは、新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業です。地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

(単位：人)

3号認定（0歳）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	28	28	28	<u>33</u>	<u>33</u>
②確保方策	28	28	28	<u>33</u>	<u>33</u>
認定こども園	28	28	28	<u>33</u>	<u>33</u>
実績に基づき増加を見込みます。必要に応じて利用施設の希望に沿った施設改修等を検討します。					

(単位：人)

3号認定（1・2歳）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	152	152	152	152	152
②確保方策	152	152	152	152	152
認定こども園	152	152	152	152	152
現在の提供体制を維持します。必要に応じて利用施設の希望に沿った施設改修等を検討します。					

(単位：人)

3号認定（合計）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		180	180	180	<u>185</u>	<u>185</u>
②確保方策		180	180	180	<u>185</u>	<u>185</u>
	認定こども園	180	180	180	<u>185</u>	<u>185</u>
実績に基づき増加を見込みます。						

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 時間外保育事業（認定こども園の延長保育）

【基本情報】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

(単位：人、か所)

時間外保育事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	実人数	27	27	27	<u>130</u>	<u>130</u>
	施設数	6	6	6	6	6
②確保方策	実人数	27	27	27	<u>130</u>	<u>130</u>
	施設数	6	6	6	6	6
実績に基づき増加を見込みます。						

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【基本情報】

- 就労している就学児童の親が対象
- 保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業
- 対象児童は、6年生まで

（単位：人）

放課後児童健全育成事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	低学年	107	107	107	185	185
	高学年	12	12	12	35	35
	合計	119	119	119	220	220
②確保方策		119	119	119	220	220
実績に基づき増加を見込みます。						

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【基本情報】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

（単位：人日／年）

子育て短期支援事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		38	37	37	36	36
②確保方策		38	37	37	36	36
現在の提供体制を維持します。						

(4) 地域子育て支援拠点事業

【基本情報】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

(単位：人日/月)

地域子育て支援拠点事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,300	1,306	1,306	1,580	1,580
②確保方策	1,300	1,306	1,306	1,580	1,580
実績に基づき増加を見込みます。					

(5) 一時預かり事業

【基本情報】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

(単位：人日/年)

一時預かり事業（幼稚園型） 1号認定による利用	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	619	599	601	2,000	2,000
②確保方策	619	599	601	2,000	2,000
実績に基づき増加を見込みます。					

(単位：人日/年)

一時預かり事業（一般型） 上記以外による利用	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	4,912	4,847	4,856	300	300
②確保方策	4,912	4,847	4,856	300	300
実績に基づき減少を見込みます。					

(6) 病児・病後児保育事業

【基本情報】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

(単位：人日/年)

病児・病後児保育事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	191	188	188	183	183
②確保方策	0	0	0	0	183
《確保方策の内容》 平成31年度から広域での実施に向けて調整します。					

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【基本情報】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育ての保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

※就学児のニーズは少なからずあると思われるが、今回のアンケート調査に基づく算出方法ではみられなかった。

(8) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業

(単位：か所)

利用者支援事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	0	0	0	1	1
② 確保方策	0	0	0	1	1
計画を前倒しし、平成 28 年度に子育て世代包括支援センター(母子保健型)を設置し実施しています。					

(9) 妊婦健診事業

【基本情報】

妊婦が医療機関等で受診した健康診査について、所定の金額を公費負担する事業

実施場所：病院、診療所、助産所

検査項目：血液検査、超音波検査、NST他

実施時期：今回の妊娠期間に限る

(単位：人、回)

妊婦健診		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人数	270	270	270	270	270
	回数	14	14	14	14	14
今後も引き続き、事業を推進していきます。						

(10) 乳児全戸訪問事業

【基本情報】

乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言、子育て支援に関する情報提供、養育についての相談等を行うことにより、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業

実施機関：福崎町保健センター

委託団体等：在宅保健師・助産師

(単位：人)

乳児全戸訪問事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	160	160	160	160	160
今後も引き続き、事業を推進していきます。					

(11) 養育支援訪問事業

【基本情報】

家庭における安定した養育ができるよう、養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

(単位：人)

養育支援訪問事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	10	10	10	<u>20</u>	<u>20</u>
実績に基づき増加を見込みます。					

4. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 教育・保育の情報提供

①的確な情報提供

各地域の就学前児童の数や、教育・保育施設等の利用状況を把握し、それぞれの地域の実情について的確に情報提供を行います。

(2) 研修等に対する支援

①研修の実施

認定こども園の特徴を活かした園づくり、園運営が行えるよう、実践的な研修を行います。

②人材の育成

幼保連携型認定こども園教育・保育要領で求められている、質の高い保育や子育て支援、保護者支援等に役立つ研修を実施し、保育教諭一人ひとりの資質の向上を図り、人材育成に努めます。

③施設長の能力の向上

認定こども園の施設長として求められる、マネジメント能力やコーディネート能力を高めるための支援を行います。

(3) 質の高い教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方

①幼児期の教育・保育の意義

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、この時期に一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することが必要であることから、3歳児からの就学前教育を行い、より良質な教育・保育を提供することで、豊かな人間形成が可能となる環境を整えます。

②推進状況の確認

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表、行政等による情報交換を行い、推進状況等についての意見をいただき、より良質な教育・保育の提供について検討します。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方と主な事業の推進方策

①利用者支援事業

多様な子育て需要に対応するため、子ども子育て支援新制度では多様な施設・事業類型が制度化されています。子どもや保護者、妊娠している方が、その置かれている環境に応じて自分に合ったサービスを選択し、良質な教育・保育や子育て支援が受けられるよう、拠点において町が情報提供を行うとともに、必要に応じて相談・助言等などの利用者の支援を行うもので、平成 28 年度に子育て世代包括支援センター（母子保健型）を設置し実施しています。

②延長保育事業

保護者が仕事等の都合により、通常の保育時間を超えて保育所等で児童を預かって欲しい場合に時間を延長して保育を行うもので、保護者の幅広い就労形態を支援するため、保護者のニーズに柔軟に対応できるよう努めます。

③放課後児童健全育成事業（学童保育）

就学前からの切れ目のない子育て支援が行えるよう、地域ごとの実情に応じた施設整備を進めます。

また、平成 27 年 4 月から対象学年を 6 年生まで拡大し、平成 28 年 4 月から開所時間を午後 7 時まで 1 時間延長しています。

さらに、放課後児童健全育成事業（学童保育）とともに学習や体験・交流活動などを行う「放課後子ども教室」を全校で実施できるよう検討します。

④子育て短期支援事業

●短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行えるよう周知に努め、引き続き実施していきます。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

⑥養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業

●養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行います。（市町村が実施主体、民間主体への委託が可能）

●要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

子ども家庭支援センターを調整機関とする要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取組みに対して支援をします。

さらに、調整機関や関係機関等の専門性強化及び連携強化を図ります。

⑦地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施します。

⑧一時預かり事業

認定こども園や保育所等の施設を利用していない子どもについて、家庭での保育が困難となる場合などに一時的に預かる「一般型」を実施します。また、1号認定を受けた子どもを預かる「幼稚園型」についても実施します。

⑨病児・病後児保育事業

現在、事業を実施していませんが、今後医療機関等との連携・調整を図りながら、平成31年度から広域での事業実施に向けて調整を行います。

⑩ファミリー・サポート・センター事業

現在、事業を実施していませんが、ニーズの把握に努め、事業実施に向けた検討をします。

⑪妊婦健康診査

必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行います。

(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携

地域型保育事業者が円滑に連携施設の設定が行えるよう、町が教育・保育施設と調整・仲介するなど、必要な支援を行います。

(6) 認定こども園と小学校との連携についての基本的考え方と推進方策

①幼児期の育ちの連続性の観点

遊びを中心とした生活を通して体験を積み重ね、一人ひとりの発達に応じて総合的に指導を行う認定こども園の教育・保育と、時間割に基づき各教科の内容を教科書などの教材を用いて学習する小学校では、子どもの生活や教育方法が異なりますが、子どもの育ちや学びが連続していることに着目し、生活の変化に子どもが対応し、幼児期の教育・保育と小学校教育が円滑に接続できるように、本町の実情に応じた創意工夫による連携策を講じます。

②推進体制

各施設において、円滑な連携のための担当者を決めるなど、体制整備を行うとともに、連携のための

活動を年間計画に位置付けるなど、組織的かつ計画的に実施します。

③保育教諭と小学校教諭の連携

就学前の児童と小学校の児童の交流の機会を設け、相互のねらいに対応した活動となるよう、保育教諭と小学校教諭が連携して、指導計画の作成などを行います。

④合同研修

保育教諭と小学校教諭との意見交換や、合同の研究会及び研修会、保育参観や授業参観等、相互交流の機会を設けます。

⑤カリキュラム

幼児期の教育・保育と小学校教育の接続を意識したカリキュラムを編成し、子どもの育ちと学びの連続性を保つため、つながりを意識した指導を行います。

5. その他

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

子育てに関する町のホームページやリーフレットの充実を図るなど教育・保育の利用に関して、いつでも、どこでも必要な情報を取得することができる環境を整備します。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

①障がい児施策の充実等

●早期発見の推進

障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査を推進します。また、育児教室や育児相談により、早期からの子育て相談を実施します。

●職員の専門性の向上

障がい児に関する研修に参加し、保育教諭等の資質や障がい児に関する専門性の向上を図ります。

●教育・保育上必要な支援

自閉症等の発達障がいを含む障がいのある子どもについては、障がいの状況に応じて、その可能性を伸ばし、自立して社会参加をするために必要な力を培うため、一人ひとりの希望に応じた適切な教育・保育上必要な支援を行います。

教育・保育施設や地域型保育事業において、障がい児等の受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、関係機関との連携を図ります。

●障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

- ・受け入れ態勢の充実を図ります。
- ・放課後の居場所づくり、仲間づくりを支援します。
- ・相談体制や情報提供の充実を図ります。

●1歳6か月児健診事後指導事業

1歳6か月児健診等において、ことばが遅い等の発達の遅れや偏り、もしくはその疑いがあると判断された児童とその保護者及び支援が必要と判断された児童とその保護者に対し、各種相談に応じるとともに療育指導を行い、その健全育成を図ります。

②児童虐待防止対策の充実

子どもに関わる関係機関が有機的な連携を図りながら児童虐待防止の取組みを進めるとともに、事例検討や、勉強会等で各機関の意識啓発、専門知識の向上に努め、関係機関の連携を強化することで、児童虐待防止に努めます。

③母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭の自立に必要な情報提供や指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、母子家庭の自立を支援します。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現のための働き方の見直しや仕事と子育ての両立のために、関係部局と連携して町内の事業者への啓発に努めます。

(4) 放課後子ども総合プラン

子どもの遊び及び生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を確保する観点から、日本再興戦略（平成26年6月24日閣議決定）に記載された「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業（学童保育）とともに学習や体験・交流活動などを行う「放課後子ども教室」を推進します。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

◆地域

- ◇近所同士で子どもを預かりましょう。
- ◇地域のイベント等では、託児コーナーを設けましょう。

◆親・家庭

- ◇必要になったときに、自ら選んで利用できるよう、どのようなサービスがあるか確認しましょう。
- ◇家庭で子育てをしている人も利用できる保育サービスがあるので、緊急時などは相談しましょう。

第2項 《基本施策5-2》仕事と子育てを両立するための社会環境の整備

現状と課題

近年、女性の高学歴化や就業意識の高まりなどを背景として、女性の社会進出が進み、夫婦共働きの家庭も多くなっているとともに、その就業形態も多様化しています。そのため、家庭、事業所、行政等が連携し、保護者が仕事と子育てを希望するバランスで両立できる環境づくりを進めていく必要があります。

夫婦の家事・育児分担は個々の家庭で行われるべき問題ですが、夫婦ともに育児休業制度や有給休暇を有効に利用し、子育てのための時間を積極的に持つことが必要です。そのためには、男女共同参画の理念や「子育て社会化」の考えのもと、子育て家庭に配慮された職場環境の整備や職場の理解が望まれます。

行政の今後の取組

1. 子育てしやすい職場環境づくりの啓発

事業主に対して、育児休業制度の導入と利用促進、労働時間の短縮などの啓発を図るとともに、職場の従業員にも子育て支援の重要性についての意識啓発を行い、仕事と子育てが両立できる雇用環境づくりへの理解・協力を求めています。

2. 男女共同参画の意識啓発と促進

家庭、地域、職場での男女の固定的な役割分担意識を是正するための啓発に努めるとともに、子育て講座などに父親の参加を呼びかけ、男性の子育てへの参加を促進します。

また、男女ともに職業生活重視の考えを改め、家庭生活や地域生活に積極的に参加していくための意識啓発に努めます。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

◆地域

- ◇事業所は子育ての大切さを理解し、労働時間を短縮したり、休暇の取りやすい職場環境をつくりましょう。
- ◇地域で男女の固定的な役割分担に対する意識を是正していきましょう。

◆親・家庭

- ◇夫婦で相談して、家事・育児の役割分担を決めましょう。
- ◇育児・介護休業を夫婦で活用し、仕事と家庭の両立を目指しましょう。
- ◇ノー残業デーを決めましょう。

第6節 【基本目標6】子ども等の安全の確保

第1項 《基本施策6-1》子どもの交通安全を確保するための活動の推進

現状と課題

子どもの交通安全を確保するためには、子ども自身が外出時の危険性や交通ルールなどを理解することが大切であり、警察、認定こども園、学校、関係団体などが連携し、地域一体となった取組みを推進していくことが必要となります。

本町では、交通安全教育として、認定こども園、学校などの教育機関や自治会において、交通安全教室を実施しています。交通安全モデル地区や交通安全モデル事業所の指定を行い、交通安全意識の高揚を図っています。

行政の今後の取組

1. 交通安全教育の推進

親や子どもを対象として、警察、認定こども園、学校、関係団体などが連携して、学校における交通安全教室を実施するとともに、自治会単位で交通安全映画・講話などの交通安全教室を実施します。

2. 通学路の安全確保

通学路は生活道路の一部であり、生活道路の安全性が高まらなければ通学路の安全も高まりません。子どもにとって安全な道路環境は、高齢の歩行者や他の歩行者、障がい者の方々にとっても安全な道路環境であり、通学路対策は生活道路対策と一緒に進める必要があります。

比較的幅員が狭く、地域住民の利用が中心となる生活道路では通学路とは関係のないところでも広範囲に多くの交通事故が発生しているため、子どもの安全を考えるときに、通学路のみではなく、地域全体が安全になるように対策を実施します。

親・家庭に担っていただきたい役割

◆親・家庭

- ◇家庭においても交通安全の大切さを教えましょう。
- ◇保護者が車の運転や歩道の横断など、子どもの手本となりましょう。

第2項 《基本施策 6-2》子どもを犯罪から守る活動の推進

現状と課題

子どもを犯罪の被害から守るためには、住民一人ひとりが防犯に対する意識を強く持ち、警察、学校、関係機関、関係団体が連携を図りながら、子どもを見守る活動を推進し、犯罪のない明るく安全なまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

本町では、住民の防犯・防災意識の高揚を図り、自主的な安全活動を推進することにより、地域の生活の安全に寄与することを目的として、生活安全条例を制定しており、関係団体及び広く住民に自主防犯意識の高揚や防犯に関する情報提供などの啓発を行っています。

また、警察、学校、防犯指導委員会、地域安全推進協議会が連携を図り、防犯パトロールや補導活動を実施するとともに、まちづくり防犯グループや地域の見守り隊、子ども110番の家など、子どもを守る活動を実施しています。

行政の今後の取組

1. 地域ぐるみの防犯体制の構築

警察、学校、関係機関、関係団体などがより一層連携を図り、防犯活動を強化していくために、防犯に関する情報提供を充実させるとともに、地域の事故・犯罪に対する迅速な情報提供体制の構築を目指します。

また、まちづくり防犯グループや地域のボランティアによる見守り活動を支援し、地域ぐるみで防犯活動を推進していきます。

2. 「こどもを守る110番の家」の周知徹底

「こどもを守る110番の家」の趣旨を理解し、その場所について正確に認識してもらうために、子どもや親に対して、学校や町広報をなどを通じた周知徹底を図ります。

3. 防犯意識の高揚

住民すべてに対して、犯罪防止の広報活動や街頭キャンペーンなどによる啓発活動を行い、子どもを犯罪から守るための意識啓発と自主的な防犯意識の高揚を図ります。

地域に担っていただきたい役割

◆地域

- ◇地域の団体やグループで防犯活動を実行しましょう。
- ◇外で遊んでいる子どもの安全を気にかけて、地域で見守りましょう。
- ◇地域で不審者を見かけたら通報しましょう。
- ◇子どもが夜遅くに出歩いていたら注意しましょう。
- ◇地域安全推進協議会や地域の防犯委員、まちづくり防犯グループの活動に協力しましょう。

第7節 【基本目標7】 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

第1項 《基本施策7-1》 いじめや児童虐待等の対策の充実

現状と課題

児童虐待の防止策としては、不安やストレスなどを抱えている親に対して、相談体制の充実を図り、育児不安・負担を取り除き、地域社会全体で支えていく体制を構築することが必要です。

また、虐待の早期発見、早期対応に取り組んでいくため、地域の関係機関が連携し、総合的な支援体制を構築することが求められています。

一方、学校においては、いじめや不登校などの問題も増加していることから、スクールカウンセラーなどの専門の職員を配置し、子どもの心のケアを充実させることが必要です。

現在、本町では、妊婦から乳幼児を対象とした各種母子保健事業を通じて、虐待防止対策や早期発見・早期予防に努めています。要保護者対策地域協議会を設置し、福祉、保健、学校、警察などの関連機関と連携しながら虐待の早期発見・早期対応に努めています。

さらに、不登校及び不登校傾向にある児童・生徒の一日も早い学校復帰を支援するため、「のぞみ学級」を設置できる体制を整えています。週に1回、スクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校などの悩みを抱える子どもの相談にあたりるとともに、「心開く親の会」を開設し、子どもの学校復帰に向けて、親の相談指導を行っています。

行政の今後の取組

1. 児童虐待防止対策の充実

要保護者対策地域協議会において、関係機関と連携しながら、情報提供、知識の習得、問題への対応について、相互理解を図るとともに、問題に対する的確でスムーズな対応を目指します。

2. 虐待対策に関わる専門職等の資質の向上

妊娠時からの発生予防対策から親へのカウンセリングなどの支援に至るまで、虐待に関わる専門職や学校の教職員、地域の委員等が適切に対応していくため、最新の知見の集積を進めるとともに、研修の参加を促進します。

3. いじめや不登校への対応の充実

いじめや不登校に十分な対応をしていくため、学校にスクールカウンセラー、不登校指導員を配置し、横断的連携の強化を図るとともに、保健師や家庭児童相談員、主任児童委員等と連携を密にし、不登校児童・生徒及び親の心のケアのために相談・支援の充実に努めます。

4. 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るために本町の実情に応じた子どもの貧困対策に関する施策等を継続して推進します。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

◆地域

- ◇地域に孤立した家庭がないよう、日頃からお互いに声を掛け合い、子どものプライバシーに注意しながら良い相談相手になりましょう。
- ◇子どもの表情やけがなどで気になることがあれば、関係機関に知らせましょう。

◆親・家庭

- ◇子どもとの関わり方に困ったら、専門家に相談しましょう。
- ◇子育てについて、何でも話し合える仲間をつくりましょう。

第2項 《基本施策 7-2》ひとり親家庭の自立支援の推進

現状と課題

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担うこととなり、住居、収入、子どもの養育等の面でさまざまな問題を抱えることとなります。

こうしたひとり親家庭の安定した生活に向けて、それぞれの抱える問題を的確に把握し、経済的支援だけでなく、育児相談や必要な情報提供を行うなど、自立に向けたさまざまな福祉サービスを充実することが必要です。

現在、本町では、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために、母子家庭に対する児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭に対する就学・就業助成金給付を実施しています。

また、窓口相談や母子保健事業の中で保健師による育児相談や保健指導を行っています。

行政の今後の取組

1. 相談・指導体制の充実

窓口相談や母子保健事業における支援を充実させるとともに、ひとり親家庭の生活と安定に向けて、民生委員・児童委員や主任児童委員、関係機関との連携を図りつつ、適切な助言・指導を行える体制を整えます。

2. 生活支援の充実

ひとり親家庭の経済的負担の軽減に向けて、就学援助金などの各種手当を社会的環境の変化に即して充実させていきます。

3. 経済的自立の促進

ひとり親家庭の経済的自立に向けて、能力開発や就業機会の確保に努めるとともに、就業環境を整えるための各種資金の貸付制度の充実や保育体制の充実を図ります。

地域に担っていただきたい役割

◆地域

◇ひとり親家庭の保護者は、一人で二人分の役割を担っていることを理解しましょう。

◇ひとり親家庭が地域から孤立することがないように声をかけましょう。

第3項 《基本施策 7-3》 障がいのある子どもへの支援

現状と課題

障がいのある子どもの健全な育成を支援していくためには、妊婦及び乳幼児の健康診査、学校の健康診断の充実を図り、発達遅れや偏り、障がいの早期発見ができる体制づくりと早期対応・早期療育を行うことのできる体制及び相談支援体制の充実が重要になります。

また近年、自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障がいなど自閉症スペクトラムの特性を持つ子どもが増加し、個々の子どもの特性を理解し発達支援していくための療育や個別支援教育の提供が急務となっています。同時に、ノーマライゼーションの理念のもとに障がい児が身近な地域で安心して生活ができる地域社会づくりも重要となります。

現在、本町では、「福崎町障がい者プラン」に基づき、教育機関と医療・福祉関係機関等が十分に連携し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した計画的な教育・療育が行われる体制を整備することが必要です。また、心身障がい児福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当などの各種手当の支給を実施しています。

行政の今後の取組

1. 障がい児教育（特別支援教育）の充実

1人ひとりの障がいに応じた多様な教育の展開を図り、教育体制を充実するとともに障がい者と健常者がともに学ぶ機会を得て、お互いに正しい理解を持ち、「ともに生きる社会」づくりのための交流教育の推進に努めます。

また、一人ひとりの子どもに合った個別支援計画を作成し、適切な個別支援を提供できるよう教職員の資質向上を図るための研修に取り組みます。

2. 障がい児理解のための啓発

障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守り、支援するための地域づくりを実現するため、多様化する障がいと障がい児に対する理解を深めるための啓発を図ります。

3. 療育支援体制の整備・充実

発達障がいの早期発見・早期療育を目的に、母子保健事業の各種健診や相談事業を充実させるとともに、発達障がい児等が適切な支援を継続的に受けられるよう、専門相談機関等や認定こども園、学校の特別支援教育との連携を図ります。

また、要保護者対策地域協議会において、個別の支援ケースを検討し、総合的な把握、課題の整理を行い、支援体制の強化・充実を図っていきます。

地域や親・家庭に担っていただきたい役割

◆地域

◇障がいや障がい児に対する理解を深めましょう。

◇障がい児の保護者同士が集まれる場所を提供しましょう。

◆親・家庭

◇子どもの発育で気になることがあれば、早めに相談しましょう。(再掲)

◇現在行われている障がい児に関わる療育・相談事業や就職指導などに積極的に参加しましょう。